

# MYOKO BASE CAMP キッチンカー出店に係る要項

## 1 目的

妙高高原エリアにおいて、地域事業者の支援の場をつくと共に、観光客や周辺住民の利便性を高め、地域の賑わい創出を目的とする。

## 2 出店場所

MYOKO BASE CAMP 前指定スペース

## 3 販売品目

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（酒類を除く）

## 4 出店資格と制限

### (1) 出店申込資格

次の要件を全て満たす法人又は個人

- ・ 公的機関が発行する本市内で有効な営業許可を有すること。
- ・ 食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。
- ・ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること。
- ・ 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること。

### (2) 出店制限

次のいずれかに該当する場合は出店できません。

- ・ 暴力団、反社会勢力等と関わりがある者。
- ・ 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

## 5 出店条件

### (1) 出店可能日

2026年4月25日（土）～11月15日（日）

※他のイベント開催状況等により出店が認められない場合があります。

### (2) 出店時間

午前10時～午後6時の間（設営は朝8時45分より可能）

### (3) 使用料

無料

### (4) 設備

電 気：原則発電機をお持ち込みください。

水 道：洗い場の貸し出しは不可。ただし水補給は可能です。

ご み：店舗ごとに利用者が見やすい位置にごみ箱またはごみ袋を設置し持ち帰ってください。

出店ごとにキッチンカー及びその周囲を清掃してください。

汁物や油類及び食品の廃棄は行わないでください。

消火器：火気器具を使用する場合は、各自で業務用消火器を設置してください。

仮設：看板を設置する場合は、転倒防止対策を行ってください。

- ・国立公園内のため、のぼり旗の設置はできません。
- ・車両以外での販売、テントや椅子の設置はできません。

(自然公園法の許可がある場合は除く。)

・出店中にスピーカー等を使用して BGM を流したり、呼び込みをする事はご遠慮ください。

インターネット：施設の free-wifi を使用できます。

## (5) 注意事項

- ・出店許可証を車内または看板等の見やすいところに掲示してください。
- ・公序良俗に反する使用をした場合、及びその他本施設が出店を不相当と判断した場合は、出店資格を取り消すことができるものとします。
- ・無連絡による出店キャンセルが生じた場合は、以後の出店資格を取り消すことができるものとします。
- ・出店者が許可の取り消しを受けた場合において、出店者に損害が生じても、本施設は一切その責めを負いません。
- ・出店権利の第三者譲渡、貸与は禁止します。
- ・出店者は設置スペースを第三者に譲渡、貸与及び出店者同士で交換することはできません。
- ・食品衛生法その他関連法令を遵守し食中毒の防止に万全を期してください。

## 6 現状復旧

- ・出店者はその責めに帰する理由により、本施設の全部又は一部を滅失、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、本施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- ・出店者は、出店場所の使用に当たり、本施設または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ・移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本施設はその責めを負いません。

## 7 出店申し込みについて

(1) 申込方法（下記のいずれかの方法でお申し込みください）

- ①出店申込書に必要事項を記入し、MYOKO BASE CAMP へ提出する。
- ②出店申込書に必要事項を記入し、メールで提出する。( [info.mykobasecamp@gmail.com](mailto:info.mykobasecamp@gmail.com) )
- ③Google フォームから申し込む。(右記 QR コード)



キッチンカー出店用  
申込フォーム

(2) 申込期限

- ・ 出店希望日の 2 日前まで

(3) 特記事項

- ・ 1 回の申請につき最大 4 日（連続、非連続は不問）までお申し込みいただけます。
- ・ 出店の可否等の連絡は、原則、メールにて行います。

8 個人情報の取り扱い

- ・ 個人情報は適切な管理を行うとともに、当事業以外の目的には利用いたしません。